七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
七四〇三・一二	ワイヤバー			
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの			
七四〇三・一三				
七四〇三・一三	ビレット			
七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの			
七四〇三・一九				
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
七四〇三・一九	その他のもの			
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの			
七四〇三・二一				
七四〇三・二一	銅合金			
七四〇三・二一	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）			
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）			
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）			
七四〇四・〇〇	銅のくず			
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ			
七四・〇六	銅の粉及びフレーク			
七四〇七・〇七	銅の棒及び形材			
七四〇七・一〇	精製銅のもの			
七四〇七・二一	銅合金のもの			
七四〇七・二九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの			
	その他のもの			
	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの			
	その他のもの			
	銅・すず合金（青銅）のもの			
	その他のもの			
七四・〇八	銅の線			
七四〇八・一一	精製銅のもの			
七四〇八・一一	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの			
七四〇八・一九	その他のもの			
	銅合金のもの			
七四〇八・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの			
七四〇八・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの			

七四〇八・二九	その他のもの			
	銅・すず合金（青銅）のもの			
	その他のもの			
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるもの に限る。）			
	精製銅のもの			
七四〇九・一一	巻いたもの			
七四〇九・一一	その他のもの			
七四〇九・一九	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの			
	巻いたもの			
七四〇九・二一	その他のもの			
七四〇九・二九	銅・すず合金（青銅）のもの			
	巻いたもの			
七四〇九・三一	その他のもの			
七四〇九・三九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの			
七四〇九・四〇	その他の銅合金のもの			
七四〇九・九〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のもの に限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他 これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）			
七四・一〇	銅の管			
	精製銅のもの			
七四一一・一〇	銅合金のもの			
七四一一・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの			
七四一一・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの			
七四一一・二九	その他のもの			
七四一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をし たものを除く。）			
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。） その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び 銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフックリングボルト、コッター コッタービン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品			
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、 銅製の瓶洗い、ポリッシングバッド、ポリッシンググラブその他これらに類 する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）			
七四・一九	その他の銅製品			
第七五類	ニッケル及びその製品			
第七六類	アルミニウム及びその製品			
第七八類	鉛及びその製品			
七八・〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛			
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの			
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの			
	その他のもの			